



家畜の伝染病発生状況（新潟県：令和7年）

令和7年（県内1～12月）
家畜伝染病は高病原性鳥インフルエンザ2件が発生しました。

届出伝染病のは右表のとおりで、牛伝染性リンパ腫が15頭（うち佐渡島内5頭）発生。ウイルスを原因とし、リンパ肉腫（腫瘍）を主徴とする牛の疾病で、感染牛のうち発症するのは数%ですが、治療法やワクチン

はなく、発症すると削瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、経営に大きな影響を与えます。ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や人為的伝播を引き起こす行為の排除等を行い、検査による農場内の感染牛の把握や感染牛の計画的な更新等の対策が重要です。

○法定伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

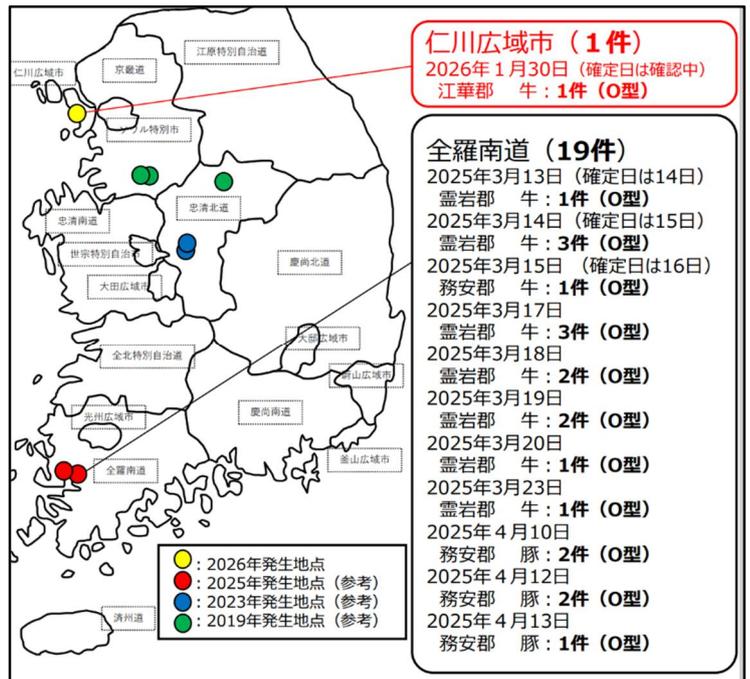
家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	3	24
みつばち	アカリダニ症	1	4

韓国で口蹄疫が9か月ぶりに発生！

2026年1月30日、韓国の仁川広域市の牛農場で口蹄疫（O型）が発生しました。韓国での発生は2025年4月の発生以来9か月ぶりとなり、国内へ侵入するリスクが高まっています。

～牛の症状～

写真：宮崎県提供



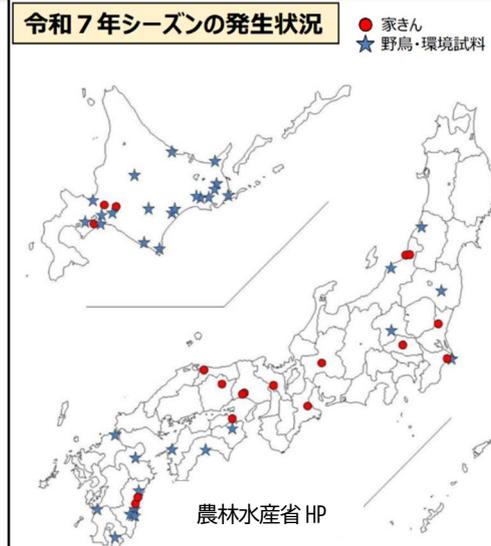
韓国の口蹄疫発生状況 出典：農林水産省HP

☆偶蹄家畜（牛・豚・緬山羊）の

飼養者は、飼養衛生管理基準の遵守し、発生予防の徹底をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザ ～北帰行期の警戒を～

令和7年シーズン、国内では本県2事例を含む18事例発生し、約423万羽（採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、うずら1事例）が殺処分対象となっています。また、野鳥等では、1道13県で83件陽性が確認されています（2月6日現在）。3月以降、渡り鳥が営巣地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、既に環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高まっていると考え、農場へのウイルス侵入を防ぐための対策（以下のとおり）を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。



ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用

★塵埃対策

- 鶏舎周辺への散水・消毒
- 換気や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- 農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

畜産農家での精液等の取扱いについて

家畜改良増殖法の一部改正に伴い家畜人工授精所以外にも和牛の家畜人工授精用精液や家畜受精卵を取り扱う畜産農家も立入検査の対象となります！
以下の取扱いについて再確認をお願いします。

- 家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡（無償含む）することはできません。
- 保存容器（ストロー等）と家畜人工授精用精液証明書等は一体（一致）管理する（ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません）。
- 自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経路の確認」欄を記載する。
- 家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿等を記録し保存する。

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられています。不明な点がありましたらお問い合わせください。**報告期限 令和8年3月6日(金)**